

## 介護サービス事業者の安定的な運営確保の推進を求める意見書

介護サービス事業者は、新型コロナウイルス感染症の5類移行後においても、必要な感染対策の実施や物価高騰の影響により大変厳しい経営環境にある。光熱費・食材料費の物価上昇分はコストを削減するだけでは対応できず、介護サービスは国が定めた介護報酬により運営されているため、利用者へ価格転嫁することも難しい。また、特に車両による移動が必要な訪問介護をはじめとする訪問系事業者や、デイサービスをはじめとする通所系事業者においては、ガソリン価格の高騰の影響も大きく受ける。

令和6年度介護報酬改定では、介護現場で働く方々の処遇改善を確実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリある対応を実施するとされ、全体では1.59%のプラス改定となったものの、光熱費や食材料費等の高騰への対応は十分とは言えない。

また、訪問介護については、令和5年度介護事業経営実態調査で収支差率が他のサービスに比べて良好であったこと等から基本報酬が減額改定となった。しかし、経営形態は一樣ではなく、訪問範囲が比較的近距離で人口密度が高い都市部での事業者に比べ、訪問の移動距離が長く人口密度が高くない郊外や山間部の事業者では経営効率の違いが大きいため、36.7%が赤字であることが示されている。利用者宅を一軒ずつ訪問するため移動に時間を要する訪問介護事業者、とりわけ小規模な事業者からは、経営の厳しさを訴える切実な声もあがっている。

このような中、令和6年6月5日、衆議院厚生労働委員会は、「介護・障害福祉分野の人材の確保及び定着を促進するとともにサービス提供体制を整備するための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する件」を全会一致で決議し、令和6年度の介護報酬改定の影響に係る検証やその結果を受け必要な措置を講ずること等を求めた。

よって、国においては、介護サービス事業者の安定的な運営確保の推進のため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 物価高騰などの社会経済情勢を踏まえ、介護サービス事業者の経営の安定化に資する必要な取組を強化すること。
- 2 令和6年度の介護報酬改定の影響について、訪問介護事業所をはじめ介護サービス事業者等の現場の実態を速やかに調査・検証するとともに、その調査・検証の結果に鑑み対策を早急に検討し、必要な措置を速やかに実施することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月9日

袋井市議会議長 佐野武次

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 様